

白山市安全で安心なまちづくり防犯カメラ設置費補助事業の概要

第1 目的

白山市防犯カメラ設置費補助事業は、白山市が安全で安心なまちづくりを推進する一環として、屋外における防犯カメラの設置に関し補助金を交付することにより、防犯カメラの普及を促進し、犯罪抑止を図ることを目的とします。

第2 補助金の交付対象

- 1 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれかに定めるものとします。
 - (1) 本市町内会
 - (2) 本市に住所を有し、かつ、自ら居住する専用住宅（一戸建てに限る。）の世帯主又はこれに準ずる者
 - (3) 本市に住所を有する共同住宅等（いわゆるアパート、マンション等。併用は除く。）の所有者又は管理者等
- 2 上記のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としません。
 - (1) 市税に滞納があるとき。
 - (2) 白山市暴力団排除条例が遵守されていないと認められるとき。

第3 補助金の額

- 1 町内会
町内会の補助金の額は、補助対象経費の合計額の4分の3に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）、又は15万円が限度のいずれかの低い方の額となります。
- 2 住宅等
住宅等の補助金の額は、5千円となります。

【補助金の額の例示】

- ① 町内会が防犯カメラを設置する場合
 - 防犯カメラ設置費用が25万円（税込）→補助金は15万円
 - 防犯カメラ設置費用が10万円（税込）→補助金は7万5千円
- ② 住宅等が防犯カメラを設置する場合
 - 防犯カメラ設置費用が2万円（税込）以上→補助金は5千円

- ※1 「住宅等」とは、本市に住所を有し、かつ、自ら居住する専用住宅（一戸建てに限る。）の世帯主、これに準ずる者、本市に住所を有する共同住宅等（いわゆるアパート、マンション等。併用は除く。）の所有者又は管理者等をいいます。
- ※2 「補助対象経費」とは、防犯カメラ機器購入費、同設置費、同表示板設置費の合計（税込）をいいます。
- ※3 防犯カメラ機器や設置等にかかる費用は、合計2万円（税込）以上が補助金の交付の対象となります。
- ※4 同一の町内会等の申請回数、設置台数は年度内1回・1台となります。

第4 主な遵守事項

1 町内会

- (1) 町内会が防犯カメラを設置する場合、撮影範囲は、撮影区域の2分の1以上の面積が公共空間とします。
- (2) 町内会住民の総意を得ていただきます。
- (3) 町内会用の「防犯カメラ設置及び運用自主規定」を策定していただきます。

※ 公共空間とは、道路、広場、公園等誰もが自由に利用又は通行できる空間をいいます。

2 住宅等

- (1) 住宅等が防犯カメラを設置する場所は自敷地内とし、撮影区域は自敷地と自敷地内に接続する公共空間とします。公共空間の撮影範囲はその撮影区域の2分の1以上の範囲とします。
- (2) 共同住宅等（いわゆるアパート、マンション等）は、入居者の総意を得ていただきます。
- (3) 住宅等用の「防犯カメラ設置及び運用自主規定」を策定していただきます。

3 町内会及び住宅等の共通事項

- (1) 他の住宅等の建物が撮影範囲内に入る場合、当該住宅等建物の世帯主又は所有者若しくは管理者等の同意を得ていただきます。
- (2) 防犯カメラ設置の表示板等を設置していただきます。

※ 上記以外の遵守事項もありますので「要綱」、「設置及び運用基準」、「手引き」の確認をお願いします。

第5 申込期間

1 町内会

令和4年度分のお申し込みの方は令和3年10月8日（金）までに町内会長あてに配付した町内会防犯カメラ設置事業調査票の提出をお願いします。事後の提出の場合は対応できないことがありますので、ご了承ください。

2 個人

令和4年度分のお申し込みの方は、令和5年3月31日（木）までに防犯カメラの設置を完了できる方が対象となります。希望される方は事前申込票の提出をお願いします。

※事前申込票を提出後、設置申請の手続きになります。

第6 申請の主な流れ

- 1 事前申込票の提出（事前に電話等連絡をお願いします。）
- 2 防犯カメラ設置場所の検討・決定
- 3 町内会住民（アパート、マンション等は入居者）の総意を得る。
- 4 防犯カメラ設置費補助金交付申請書を提出する。
- 5 防犯カメラ設置費補助金交付の決定連絡を受ける。
- 6 防犯カメラ設置工事着手・完成
- 7 防犯カメラ設置費補助事業完了書類を提出する。
- 8 防犯カメラ設置費補助金を請求する。

9 防犯カメラ設置費補助金の交付を受ける。

※ その他準備する事項がありますので「要綱」、「設置及び運用基準」、「手引き」の確認をお願いします。

第7 申請で用意する主な書類等

- 1 事前申込票（設置予定年月、同予定場所、設置理由）
- 2 防犯カメラ設置費補助事業計画書（目的、概要、工期等）
- 3 防犯カメラ機器、設置工事費等の見積書
- 4 防犯カメラ設置費補助事業の収支計算書
- 5 防犯カメラ及び防犯カメラ設置表示板の場所が分かる図面又は写真、撮影範囲予定の写真
- 6 町内会で防犯カメラを設置する場合、地域住民の同意を示す書類（総会決議書、議事録等）
- 7 アパート・マンション等で防犯カメラを設置する場合、入居者の同意を示す書類（入居者決議書、議事録等）
- 8 防犯カメラの撮影範囲内にある住居等の世帯主又は所有者若しくは管理者等から得た同意書
- 9 防犯カメラ設置及び運用自主規定
- 10 上記以外で「要綱」、「設置及び運用基準」、「手引き」に明記された書類

問い合わせ先】

白山市市民生活部地域安全課（市役所庁舎4階）

〒924-8688

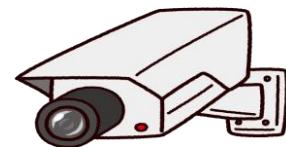
白山市倉光二丁目1番地

電話：076-276-1111（代表）

電話：076-274-9537（直通）

FAX：076-274-9535

メール：anzen@city.hakusan.lg.jp



防犯カメラ作動中

〇〇〇町内会